

## 君津市ロケ支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、君津市の持つ魅力を国内外に発信することで観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化と郷土に対する愛着を醸成していくために映像又は出版物等の制作団体（以下「団体」という。）が円滑に撮影できるための支援を行う君津市ロケ支援事業（以下「ロケ支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の所管)

第2条 ロケ支援事業は、経済部経済振興課の所管とする。

### (事業内容)

第3条 ロケ支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の撮影場所に関する情報提供
- (2) 市の公共施設等での撮影に関する相談及び施設管理者との連絡調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、撮影に関する各種相談及び情報提供

### (支援依頼)

第4条 前条第2号に掲げる支援を受けようとする団体は、経済振興課長に支援を依頼するものとする。この場合において、当該団体は、次に掲げる書類を経済振興課長に提出しなければならない。

- (1) 撮影支援依頼書（別記様式）
- (2) 企画書、脚本（シナリオ）、絵コンテ等作品全体の内容及びロケが行われる施設等がどのような場面でどのように使われるかが確認できる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、経済振興課長が必要と認める書類

### (審査及び決定)

第5条 経済振興課長は、前条の依頼があった場合は、その依頼の内容を確認し、支援の可否を決定する。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援は行わないも

のとする。

- (1) 本事業の目的に反するものであること。
- (2) 制作する映像作品等の内容が、人権侵害につながるもの若しくは反社会的又は公序良俗に反するものであること。
- (3) 市のイメージアップ及び観光振興につながる内容でないこと。
- (4) 市所管施設等の使用可否について、審査や手続きに必要な十分な期間がないこと。
- (5) 撮影等が周囲に影響を及ぼす場合で、周辺住民、企業等の了承が得られないこと。
- (6) 撮影の際に、現場管理者を配置し、撮影現場の管理を適切に行うとともに、一般の通行人や施設利用者等の支障とならないよう十分安全等に配慮されていると認められないこと。
- (7) ロケ地使用が、施設等管理者の指示する事項を遵守して行われたいこと。
- (8) 君津市暴力団排除条例(平成24年君津市条例第3号)第2条に規定する暴力団等と関係を有すると認められる者が行う撮影であること。
- (9) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像等の撮影であること。
- (10) 撮影施設、撮影地等となる施設管理者による撮影受入れの承諾が得られない場合又は当該撮影受入れによって著しく業務の支障になると認めるとき。
- (11) その他経済振興課長が撮影支援の対象とすることが適当でないとき。

#### (遵守事項)

第6条 前条第1項の支援の決定を受けた団体(以下「支援団体」という。)は、別に定める撮影に関する注意事項を遵守しなければならない。

#### (支援の中止)

第7条 経済振興課長は、次に掲げる事項に該当するときは、支援を中止することができる。

- (1) 支援団体及び支援企画が第5条第2項各号の基準に該当したとき。
- (2) 前条に規定する事項を遵守しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、経済振興課長が必要と認めるとき。

(損害賠償等)

第8条 支援団体が故意又は過失により施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した場合は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、撮影受入れに関連し損害等が発生しても一切の責任を負わないものとする。

(費用負担)

第9条 撮影施設、撮影地等となる市の公共施設等の利用に関する使用料は、市の条例、規則等に従って取り扱うものとする。

(支援及び協力)

第10条 経済振興課長は、この要綱に定める事項に関し、必要に応じて施設等管理者へ支援及び協力を行い、君津市ロケ支援事業の円滑な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロケ地使用に関し必要な事項は関係部局と調整のうえ、経済振興課長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月6日から施行する。